

理 由 書

御中

下記記載の建物における、現場審査に関する通知書記載の床面積と登記簿上の床面積の相違について御説明申し上げます。

現場審査に関する通知書記載の床面積は、建築基準諸法令に基づいて算出されたものであり、登記簿上の床面積は、不動産登記諸法令に基づきます。

当該建物におきましては、法令上の床面積の算出方法の相違により床面積に相違が生じたものであり、設計変更等がなされたものではありません。

記

建物の表示

所 在	
家屋番号	番
種 類	
構 造	
床 面 積	

年 月 日

さいたま市北区東大成町一丁目 560 番地 1
三栄東大成ハイヴ 101

土地家屋調査士 久保政治